

令和8年度 那須町「移住・定住」に関する
助成・補助金制度一覧

那須町役場
ふるさと定住課

種 別	名 称	概 要
出産 育児	こども医療費助成制度 (住民生活課) Tel0287-72-6909	【対 象】 18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 【内 容】 医療保険が適用となる保険診療の自己負担分を助成します。
	児童手当 (住民生活課) Tel0287-72-6908	【対 象】 高校生年代までの子どもを養育している方に、児童一人当たり次の金額を支給します。 【内容】 3歳未満（第1子、第2子） 1万5千円 3歳から高校生年代（第1子、第2子） 1万円 高校生年代まで（第3子以降） 3万円
	(国民健康保険被保険者の方) 出産育児一時金 (住民生活課) Tel0287-72-6909	【対 象】 次のすべての要件に該当する方 ①出産の日に被保険者の資格があること。 ②妊娠85日以上の出産（死産・流産を含む）であること。 ③健康保険法等の規定により、以前加入していた健康保険より支給を受ける場合は支給されません。 【内 容】 国保の被保険者が出産したとき、出産児1人につき50万円を上限に支給します。 なお、産科医療補償制度に加入していない医療機関等で出産した場合は、 48万8千円の支給となります。 ※国民健康保険以外の方は、加入している健康保険の担当窓口へお問い合わせください。

出産 育児	妊産婦医療費助成制度 (住民生活課) TEL0287-72-6909	【対 象】 那須町に住所がある母子手帳の交付を受けた妊産婦 【内 容】 医療保険が適用となる保険診療の自己負担分を助成します。 ※R8.4月より受給者証を提示すれば医療機関等での窓口負担はありません。 ただし、県外は償還払いとなります。
	乳幼児おむつ等購入助成券事業 (こども未来課) TEL0287-71-1137	【対 象】 町内に住所を有し、出生から2歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある乳幼児の保護者 【内 容】 子育てに必要な乳幼児用おむつ及びその関連商品を購入する費用の一部を助成します。 出生時→4万円相当 (1,000円券×40枚) 1 歳→5万円相当 (1,000円券×50枚) 2 歳→3万円相当 (1,000円券×30枚) ※おむつ券は10枚綴りになっています。 【購入対象商品】 紙おむつ 布おむつ おむつカバー おむつライナー おしりふき 粉ミルク 液体ミルク ベビーフード (離乳食)
	1か月児健康診査費助成制度 (こども未来課) TEL0287-71-1137	【対 象】 那須町に住所を有するおおむね1か月の乳児 【内 容】 1か月児健診にかかる費用を助成します。助成額は乳児1人あたり5,000円を上限とします。

出産 育児	産後ケア事業 (こども未来課) Tel0287-71-1137	【対 象】 那須町に住所がある、出産後1年未満の産婦と新生児及び乳児であって、次のいずれかに該当する者。ただし、医療機関等での医療行為が必要である者は利用できません。 ①産後の身体機能の回復に不安を持ち、母体管理が必要な体調不良の者又は育児に不安があり、授乳、沐浴等の方法についての相談、助言指導等の支援が必要な方。 ②親族等から支援を受けることができず、家事、育児等の日常生活等を行うことが困難な方。 【内 容】 ①産婦の身体的・心理的なケアや栄養・保健指導 ②適切な授乳をするためのケア（母乳のケア） ③育児や生活上の相談・指導 【事業の種類】 ①宿泊型 医療機関等に宿泊してケアを受ける。 ②通所型 医療機関等に日中滞在してケアを受ける。 ③訪問型 自宅でケアを受ける。 【利用可能日数】 1回の出産につき7日以内 【自己負担金】 ①生活保護世帯に属する者：なし ②町民税非課税世帯に属する者：なし ③ ①及び②以外の世帯に属する者：事業に係る費用の10分の2 ※さらに国、町で助成あり。詳細はお問い合わせください。
------------------	--	---

出産 育児	新生児聴覚検査費助成事業 (こども未来課) TEL0287-71-1137	【対 象】 町内に住所を有する新生児 【内 容】 新生児聴覚検査（初回及び確認検査）の費用を助成します。 助成額は新生児一人あたり5,000円を上限とします。
	妊産婦健康診査費助成制度 (こども未来課) TEL0287-71-1137	【対 象】 町内に住所を有する妊産婦 【内 容】 妊産婦に対して次の健康診査に要する費用を助成します。 ① 妊婦健康診査 妊婦に対して行う健康診査 助成額 第1回 20,000円 第8回 11,000円 第11回 9,000円 第2～7回、9～10回、12～14回 5,000円 ② 産後健康診査 おおむね出産後2週間と1か月の産婦に行う健康診査 助成額 5,000円

出産 育児	不妊治療費助成制度 (こども未来課) Tel0287-71-1137	【対 象】法律上婚姻をしていて、次のすべてに該当する夫婦 ①不妊治療が必要であると医師に診断され、治療を受けた方 ②交付申請する1年以上前から、那須町に住民登録をしていること ③医療保険法における被保険者又は被扶養者であること ④町税を滞納していないこと 【内 容】保険診療適用外の不妊治療に要する費用を助成します。 ① 助成の額：1年度に支払った不妊治療に係る費用の2分の1の額（上限20万円） ② 助成回数：1年度1回とし、通算5回まで助成します。
	那須町すくすく出産・ 子育て応援給付金事業(妊婦のた めの支援給付) (こども未来課) Tel0287-71-1137	【対 象】①妊婦（出産応援給付金） ②産婦（子育て応援給付金） ※流産、死産、人工妊娠中絶した場合も対象となります。 【内 容】①出産応援給付金：母子手帳交付時5万円 ②子育て応援給付金：胎児1人につき5万円 【申請方法】母子手帳交付や赤ちゃん訪問等の保健師との面接時に、申請書を配布します。
	低所得者の妊婦に対する初回産 科受診料助成 (こども未来課) Tel0287-71-1137	【対 象】住民税非課税世帯または同等の所得水準である妊婦 【内 容】低所得の妊婦を対象として、初回の産科受診料の1万円を上限に助成します。 【申請方法】下記の書類を添付して、初回産科受診日から3ヶ月以内に申請書を提出してください。 ①初回産科受診をした医療機関が発行する領収書及び診療明細書の原本 ②妊娠したことが分かる書類

	不妊治療(コウノトリ)休暇奨励 支援事業 (こども未来課) Tel0287-71-1137	【対 象】●不妊治療者 ① 法律上の婚姻をしており、医師による不妊治療を受けている方。 ② 申請する１年以上前から那須町に住所を有している方。 ③ ２か月を超えて雇用され、週３０時間以上就労しており厚生年金保険に加入している方。 ④ 町税を滞納していないこと。 ●事業所 ① 健康保険の適用を受けていること。 ② 不妊治療による休暇を取得している那須町在住の方を雇用していること。 ③ 法人住民税を完納していること。 【内 容】不妊治療者、事業所それぞれ１日あたり１万円（上限１５万円）を交付します。 【申請方法】下記の書類等を提出してください。 ●不妊治療者：申請書、戸籍謄本、診療明細書等、健康保険証等。 ●事業所：申請書、休暇証明書、納税証明書等。
--	--	---

保健 福祉	特定疾患見舞金 (保健福祉課) TEL0287-72-6917	【対 象】 町内に住所を有する特定疾患者又はその保護者 【内 容】 年額1万円の見舞金を支給します。
	福祉タクシー料金助成事業 (保健福祉課) TEL0287-72-6917	【対 象】 次のいずれかの要件を満たす方 ① 75歳以上の一人暮らし又は75歳以上の方のみの世帯（民生委員の証明が必要） ② 身体障害者手帳をお持ちの方で1級及び2級の方 ③ 療育手帳をお持ちの方でA1及びA2の方 ④ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で1級の方 【内 容】 タクシー料金の助成により、高齢者等の外出を支援 利用券1枚700円 1カ月4枚交付（年間最大48枚） 乗車1回につき8枚まで利用可

保健 福祉	各種予防接種 (保健センター) Tel0287-72-5858	【対 象】乳幼児定期予防接種：各対象年齢の方 おたふくかぜ：1歳～小学校就学前3月31日までの方（助成額2,650円） 子どもインフルエンザ：1歳以上～中学校3年生までの方（助成額2,200円） 高齢者インフルエンザ：65歳以上の高齢者および60～64歳の方で、心臓、腎臓、 呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスにより日常生活に 極度に支障がある方 ※障害者手帳1級程度 （助成額4,400円） ※記載している予防接種は一例です。その他の予防接種や詳細については、事前にご連絡ください。
	アビアランスケア支援事業 (保健センター) Tel0287-72-5858	【対 象】町内に住所を有し、次のすべてに該当する方 ①令和5年4月1日以降に補整具を購入した方 ②がんと診断され、現在その治療を受けている方又は過去にがん治療を受けていた方 ③町税等を滞納していない方 ④過去に本事業に基づく補助金の交付を受けていない方 【内 容】次の補整具ごとに購入費の2分の1を上限額まで補助 ①医療用ウィッグ本体（皮膚を保護するネットや付属品等は除く） 上限額3万円（補助回数1回） ②乳房補整具【補整下着又はシリコンパット等の胸部補整具】（人工乳房は除く） 上限額2万円（左右各1回）

住居等	移住定住促進住宅取得等補助金 (ふるさと定住課) Tel0287-72-6955	【対 象】 那須町に在住の方で次のすべての要件を満たす方 ①住宅を取得又は現に居住している住宅の増改築を行ったこと ②町税及び公共料金等の滞納が無いこと ③住宅の延べ床面積が一般形誘導居住面積水準以上であること ④本人または配偶者のいずれかが満45歳未満であること ⑤那須町木造住宅耐震改修補助金又は町が交付する個人の建築関連に関する補助金の交付を受けたことがないこと 【内 容】 <table><tr><td rowspan="3">基礎額</td><td>①新築住宅取得の場合</td><td>30万円</td></tr><tr><td>②中古住宅取得の場合</td><td>30万円</td></tr><tr><td>③増改築の場合</td><td>20万円</td></tr><tr><td rowspan="2">加算額</td><td>①町内に事業所を有する建築業者が施工した場合（新築住宅の場合）</td><td>20万</td></tr><tr><td>②町内に事業所を有する建築業者等が施工した場合（増築又は改築の場合）</td><td>10万円</td></tr></table> ※基礎額＋加算額は50万円が上限となります。 ※申請期限は住宅の増改築又は登記が完了した日から6ヶ月以内となります。 上記のほか、住宅の構造（例：対象となる住宅は一般形誘導居住面積水準以上など）や増改築の方法によっては補助の対象とならない場合があります。事前に担当課までご確認をお願いします。	基礎額	①新築住宅取得の場合	30万円	②中古住宅取得の場合	30万円	③増改築の場合	20万円	加算額	①町内に事業所を有する建築業者が施工した場合（新築住宅の場合）	20万	②町内に事業所を有する建築業者等が施工した場合（増築又は改築の場合）	10万円
	基礎額	①新築住宅取得の場合		30万円										
②中古住宅取得の場合		30万円												
③増改築の場合		20万円												
加算額	①町内に事業所を有する建築業者が施工した場合（新築住宅の場合）	20万												
	②町内に事業所を有する建築業者等が施工した場合（増築又は改築の場合）	10万円												
	空き家バンク事業 (ふるさと定住課) Tel0287-72-6955	【対 象】 空き家の利活用をお考えの方 【内 容】 空き家を売りたい・貸したい所有者と空き家を買いたい・借りたい利用者がそれぞれ登録を行い、利用者に空き家情報の一部を提供することで空き家の有効活用・那須町の活性化を図っています。												
住居等	空き店舗バンク事業 (観光商工課) Tel0287-72-6918	【対 象】 空き店舗の利活用をお考えの方 【内 容】 空き店舗や事務所を売りたい・貸したいと考えている所有者と、買いたい・借りたいと考えている利用者がそれぞれ登録を行い、利用者に情報提供することで空き店舗等の流通を図り、新たな商業活動を後押しします。												

住居等	空き店舗等リフォーム補助金 (観光商工課) Tel0287-72-6918	【対 象】 空き店舗等を開業のためにリフォームする方 【内 容】 リフォーム工事経費が20万円以上のもので、対象経費の2分の1の額 (50万円上限)
	那須町八溝材利用住宅建築促進 事業補助金 (農林振興課) Tel0287-72-6912	【対 象】 住宅を建築する方で次のすべての要件を満たす方 ①木造軸組工法又は木造丸太組工法により個人が建築する住宅で、延べ床面積の2分の1以上を住居の用に供し、建築主等が居住する住宅を建築する場合 ②那須町に住民登録し定住している方 ③新築住宅取得後、那須町に住民登録し、定住する方 【内 容】 木材使用材積のうち、八溝材を60%以上使用した場合、購入価格の10%を補助します。 (30万円上限)
	那須町生ごみ処理容器及び機械 式生ごみ処理機械設置費補助金 (環境課) Tel0287-72-6916	【対 象】 次のすべての要件を満たす方 ①那須町に住民登録があり、かつ、居住していること ②容器及び処理機を設置できる敷地を有すること ③市内の斡旋販売登録店から購入すること ④同一世帯において町税等に滞納がないこと 【内 容】 容器1基あたりの購入価格の2分の1以内とし、4千円を上限とします。 処理機1台あたりの購入価格の3分の1以内とし、3万円を上限とします。 ※1世帯につき容器は3基、処理機については1台まで対象とします。

住居等	空き家バンク登録建物リフォーム補助金 (ふるさと定住課) TEL0287-72-6955	【対 象】 空き家を購入し、入居前にリフォームする方で、次のすべての要件を満たす方 ①空き家バンク利用登録者であること。 ②購入する空き家に移住し、かつ、10年以上定住する意思があること。 ③町税に滞納が無いこと。 ④安全性、住居性、機能性等の維持又は向上のために行う修繕、模様替え、増築等であること。 ⑤補助対象事業に要する経費が5万円以上であること。 ⑥町内施工業者が施工するものであること。 ⑦国、県又は町が実施している他の制度による補助金等の対象経費に含まれていないこと。 【内 容】 ○子育て世帯又は若者夫婦世帯に該当する場合 補助金対象事業に要する費用に3分の2を乗じて得た額を補助する。 限度額は、100万円とする。 ○子育て世帯又は若者夫婦世帯に該当しない場合 補助金対象事業に要する経費に2分の1を乗じて得た額を補助する。 限度額は、50万円とする。 いずれも、住戸1戸につき1回限り、かつ、補助対象者1人につき1回限り。
-----	---	--

住居等	特定空家等解体費補助金 （ふるさと定住課） Tel0287-72-6955	【対象】次に掲げる要件を全て満たすものとする。 ・ 那須町内に存する特定空家等であること。 ・ 不動産業を営む者が所有する建物でないこと。 ・ 所有権以外の権利が設定されていないこと。 ・ 公共事業等の補償の対象となっていないこと。 ・ 故意に特定空家等に該当する状態としたものでないこと。 ・ 所有者等が居住している建物のある土地と同一又は当該土地を含む一団の土地にある特定空家等でないこと。 ただし、補助対象空家等のある土地と隣接する土地を第三者が取得した場合はこの限りでない。 【内容】特定空家に認定された空家等を解体する際の工事費用を補助します。 補助対象費用に2分の1を乗じて得た額とする。 ただし、50万円を限度とする。
------------	--	--

住居等	木造住宅耐震改修等事業補助金 (ふるさと定住課) TEL0287-72-6955	【対 象】 次のすべての要件を満たす木造住宅の耐震改修等を行う方 ・ 昭和56年5月31日以前の耐震基準により町内に建築された住宅 ・ 地上2階建て以下の在来軸組工法により建築された住宅 ・ 賃貸を目的としない住宅 ・ 建替えの場合は省エネ基準に適合していること 【内 容】 耐震性向上を目的とした耐震診断、耐震改修または耐震建替えを実施する際の工事費用を助成します。 ・ 耐震診断 木造住宅の耐震診断等を実施する場合、耐震診断士が行う耐震診断費用の3分の2以内の額とする。ただし、20,000円を限度とする。 ・ 耐震改修 補強計画の策定を含めて行う場合耐震改修に要する費用(耐震補強の対象とならない工事費用を除く。以下同じ。)に、5分の4を乗じて得た額とする。ただし、1,150,000円を限度とする。 補強計画が策定済みの場合耐震改修に要する費用に、2分の1を乗じて得た額とする。 ・ 耐震建替え 耐震改修に要する費用相当分(建替え前の住宅に係る居住の用に供している部分の床面積の合計に、22,500円を乗じて得た額)に、5分の4を乗じて得た額とする。 ただし、1,000,000円を限度とする。 建替え後の住宅に県産出材を10㎡以上使用した場合は、100,000円を加算するものとする。
-----	---	--

住居等	木造住宅耐震診断士派遣 (ふるさと定住課) TEL0287-72-6955	【対 象】 次のすべての要件を満たす木造住宅の耐震診断を希望する方 ・ 昭和56年5月31日以前に着工された木造二階建て以下の一戸建て住宅（店舗等の用途を兼ねる住宅のうち店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものを含む。） - ただし、昭和56年5月31日以降に増築工事に着工し、増築部分の延べ床面積が、増築後の延べ床面積の2分の1未満のものは対象とする。 ・ 在来軸組工法、伝統的構法及び枠組壁工法により建築された住宅 ・ 賃貸を目的としない住宅 【内 容】 対象住宅に耐震診断士を派遣し、耐震診断を実施します。 耐震診断士の派遣及び耐震診断に係る費用については那須町の負担とし、予算の範囲内で実施します。
	芦野石利用促進事業費補助金 (観光商工課) TEL0287-72-6918	【対 象】 町内に住所を有する者が建物の建築、改築及びその敷地に使用する材料として、芦野石を利用する方 【内 容】 住宅または店舗等の内外装材等で芦野石を利用する経費の30%を補助する。 ※芦野石を購入する費用及びそれを施工するための費用 (住宅とその敷地：上限20万円、店舗とその敷地：上限40万円)

住居等	浄化槽設置整備事業補助金 (上下水道課) TEL0287-72-6919	【対 象】 次のすべての要件を満たす浄化槽を設置する方 ①町内に住所を有する者及び住所を有しようとする者で、住宅に設置する合併処理浄化槽であること ②町税等の滞納が無いこと ③下水道普及区域外であること ④既存合併浄化槽の入替ではないこと ⑤補助金の交付が決定する前に浄化槽の工事（事前着工）をしていないこと ※その他、対象とならない要件等ございますので、事前に担当までご連絡ください。												
		【内 容】 <table><tr><th>区 分</th><th>限度額</th></tr><tr><td>5人槽</td><td>414,000円</td></tr><tr><td>7人槽</td><td>474,000円</td></tr><tr><td>10人槽（二世帯住宅に限る）</td><td>660,000円</td></tr><tr><td>既存の単独処理浄化槽を合併処理浄化槽への転換のために行う撤去作業</td><td>150,000円</td></tr><tr><td>既存の汲み取り便槽を合併処理浄化槽への転換のために行う撤去作業</td><td>120,000円</td></tr><tr><td>宅内配管を設置する事業(上記撤去事業を実施する場合に限る)</td><td>330,000円</td></tr></table> ※実際の費用が限度額を下回った場合は、かかった費用分の補助金になります。 ※撤去作業及び宅内配管事業は新築・全面改築を除きます。	区 分	限度額	5人槽	414,000円	7人槽	474,000円	10人槽（二世帯住宅に限る）	660,000円	既存の単独処理浄化槽を合併処理浄化槽への転換のために行う撤去作業	150,000円	既存の汲み取り便槽を合併処理浄化槽への転換のために行う撤去作業	120,000円
区 分	限度額													
5人槽	414,000円													
7人槽	474,000円													
10人槽（二世帯住宅に限る）	660,000円													
既存の単独処理浄化槽を合併処理浄化槽への転換のために行う撤去作業	150,000円													
既存の汲み取り便槽を合併処理浄化槽への転換のために行う撤去作業	120,000円													
宅内配管を設置する事業(上記撤去事業を実施する場合に限る)	330,000円													

住居等	那須町外来カミキリムシ類被害 木伐採推進事業費補助金 (環境課) Tel0287-72-6940	【対 象】 次のすべての要件を満たす方 ①那須町内に住所又は固定資産を有する個人であること。 ②同一世帯において町税等の滞納がないこと。 ③那須町内に存する自己所有の被害木を伐採し、費用が発生するもの ④同年度中に同一世帯において那須町外来カミキリムシ類被害木伐採推進事業費補助金を受けていないこと。 【内 容】 栃木県が栃木県外来種対策方針に基づき優先対策種に選定するカミキリムシにより被害を受けた樹木の伐採等に必要な費用の一部を補助します。 対象となる樹木 ①フラス(外来カミキリムシ類の幼虫が樹木の中に存在している場合に確認される幼虫のフンと木くずをいう。)が発生している等の被害が確認できる樹木で、町長が被害木であると判定したもの ②被害木の伐採後の処置、運搬等について適切に防除及び拡散防止対策を行ったもの ただし、果樹園におけるもの及び交付決定前に伐採したものは除きます。 対象となる費用 ①被害木の伐採に要する費用 ②伐採後の被害木を処分するための切断に要する費用 ③伐採後の被害木の運搬及び処分に要する費用 上記費用の合計額に6分の5を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とし、25万円を限度とします。
------------	---	--

結婚支援	とちぎ結婚支援センター会員登録料助成 (生涯学習課) TEL0287-72-6923	【対 象】とちぎ結婚支援センターに入会した方で次のすべての要件を満たす方 ①那須町に住民票があること ②とちぎ結婚支援センターに入会し、助成金申請時に退会していないこと ③町税を滞納していないこと 【内 容】とちぎ結婚支援センターに会員登録した町民の方へ会員登録料助成をします。 上限1万円(1人1回限り)
結婚支援	那須町結婚新生活支援事業補助金 (ふるさと定住課) TEL0287-72-6955	【対 象】①令和8年1月1日～令和9年3月31日までの間に婚姻届が受理されていること ②婚姻日の年齢が夫婦ともに39歳以下であること ③夫婦の所得合計額が500万円未満であること ④申請時に夫婦ともに那須町内の補助対象となる住宅に住民票を有していること ⑤申請後5年以上、那須町に居住する意思があること ⑥生活保護による住宅扶助その他公的制度による家賃補助等を受けていないこと ⑦他の補助事業や他自治体の結婚新生活支援事業による補助を受けていないこと ※なお、こちらに記載する以外の要件にも該当する必要がありますので、事前にご相談の上、申請をしてください。 【内 容】令和8年4月1日から令和9年3月31日までに、町内で新婚生活をするために支払った以下の費用の一部を補助します。 補助上限額30万円 ※婚姻時において夫婦ともに29歳以下の場合は上限60万円 ①住宅取得費用 ②住宅賃借費用 ③リフォーム費用 ④引っ越し費用

仕事 (農業)	農業に関すること全般 (一般財団法人那須町農業公 社) Tel0287-72-6940	【主な業務内容】①就農や農業経営に関する総合相談窓口 ②農業担い手確保・育成事業（就農体験、若手農業者や認定農業者の支援） ③農地利用集積円滑化事業（農地の貸し借りのお手伝い） ④グリーンツーリズム事業（農家民泊、農業体験）
仕事	町融資制度（創業支援資金） 観光商工課（商工係） Tel0287-72-6918	【対 象】町内で創業する者または町内に事業所を有し創業後1年未満の者 【内 容】条件を満たす対象者に、栃木県信用保証協会の保証付き運転・設備資金融資を行 い、創業を支援します。 (1)運転資金 融資限度額500万円 融資期間5年以内（融資利率最大1.6%） (2)設備資金 融資限度額500万円 融資期間7年以内（融資利率最大1.8%） ※融資額の1%以内で利子補給補助を行います。 (転入から3年以内に融資を受けたUIターン者は融資額の2%以内) ※信用保証料の全額補助を行います。 (事業者選択型経営者保証非提供制度による保証料率上乘せ部分を除く)
仕事	中小企業等育成支援施設賃貸 観光商工課（商工係） Tel0287-72-6918	【対 象】中小企業や新規起業者 【内 容】閉校となった小学校校舎を改修した那須町田中複合施設「りぼーる・たなか」内にある中小企 業等育成支援施設を事務所として利用することができます。 ・使用料 1ヶ月30,000円（駐車場代や電気料、管理費込み） ・使用期間 1年（5年まで更新可）

移住支援	那須町移住支援補助金 (ふるさと定住課) Tel0287-72-6955	【対 象】以下のいずれかに該当する、東京23区在住又は東京圏から23区に通勤していた方 ①都道府県が移住支援補助金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人 (栃木県の場合「企業情報掲載サイト」内の求人) に就職し、移住する場合 ②テレワークで移住元の業務を引き続き行い移住する場合等 ③関係人口として、40歳未満で山村地域へ転入し、就業(転勤等除く)しているうえで、町内学 校卒業又は不動産取得などの関係性を有している場合 ④栃木県内で起業・創業し「地域課題解決型創業支援補助金」の交付決定を受け 移住する場合 ※なお、こちらに記載する以外の要件にも該当する必要があるしますので、事前にご相談 の上、申請をしてください。 【内 容】世帯で移住の場合100万円、単身で移住の場合60万円を補助します。 18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき100万円を加算 します。
移住支援	地方就職支援補助金 (ふるさと定住課) Tel0287-72-6955	【対 象】次の(1)から(3)の要件すべてを満たす方が対象となります。 (1)東京都内に本部がある大学を卒業・修了し、東京圏内の条件不利地域を除く地域に四年以上 在学・継続して在住していること (2)那須町在住で、卒業・修了日または就業開始日から1年以内に那須町に移住し、5年以上継続 して居住する意思があること (3)①就業先に関する要件 就業先は栃木県内で、風俗営業や暴力団等の反社会的勢力に関係する法人、または官公庁 等ではないこと ②就業条件に関する要件 週20時間以上の無期雇用契約に基づき、県内勤務の限定社員として採用されていること 【内 容】交通費：内定(就業)先企業の個別の採用選考に係る往復交通費(上限5,390円) 移転費：那須町に移住する際に要した引越し費用(上限66,000円)

教育	那須町奨学資金 (那須町育英会) Tel0287-72-6922	【対 象】 学校教育法の規定に基づく短期大学、大学又は専修学校に進学を予定している者又は在学している者 【受給資格】 (1) 那須町に6ヶ月以上居住する者又はその被扶養者で、学習成績評定平均値が、5段階評価で3.0以上である者 (2) 学習意欲が高く、学習活動その他の品行が正しく、健康で、将来良識ある社会人として活動できる見込みのある者 (3) 本人の属する世帯で、父母又はこれに代わって家計を支えている人の前年中の認定所得金額が収入基準額以下である者 (4) 本人の属する世帯で町税を滞納していないこと (5) 学校教育法の規定に基づく短期大学、大学、専修学校又は学位取得を目的として、海外に所在する短期大学、大学等で翌年度入学又は在学する者 【貸与額】※貸与期間は正規の最短修業年限とする。 ① 月額貸与（一時金と併用可能とするが、月額貸与額は一時金を差し引いた額とする。） 高等学校又は高等専門学校 15,000円以内 短期大学、大学又は専修学校 30,000円以内 ② 一時金（月額貸与と併用可能とするが、月額貸与額は一時金を差し引いた額とする。） 高等学校又は高等専門学校 300,000円以内 短期大学、大学又は専修学校 500,000円以内 ※那須町奨学生選考委員会において決定します。
-----------	---	--

教育	那須町給付型奨学金 (那須町育英会) Tel0287-72-6922	【対 象】 学校教育法の規定に基づく短期大学、大学又は専修学校に進学を予定している者又は在学している者 【受給資格】 (1) 那須町に6ヶ月以上居住する者又はその被扶養者で、学習成績評定平均値が、5段階評価で4.0以上である者 (2) 学習意欲が高く、学習活動その他の品行が正しく、健康で、将来良識ある社会人として活動できる見込みのある者 (3) 本人の属する世帯で、父母又はこれに代わって家計を支えている人の前年中の認定所得金額が収入基準額以下である者 (4) 本人の属する世帯で町税を滞納していないこと (5) 学校教育法の規定に基づく短期大学、大学、専修学校又は学位取得を目的として、海外に所在する短期大学、大学等で翌年度入学又は在学する者 (6) 大学を卒業後、町内に5年間居住する者 ※5年間定住しない場合は、全額返還する必要あり。 【給付内容】 ・給付額 300,000円 ・給付回数 1人1回限り ・給付人数 2名(1年度内) ※那須町奨学生選考委員会において決定します。
-----------	---	---

教育	那須町ゆめみらい応援給付金 (学校教育課) Tel0287-72-6922	篤志家の「那須町の子どもたちが世界へ羽ばたきグローバルに活躍して欲しい」との願いが込められた寄付金を活用した給付金制度です。 【対 象】 学習意欲が高く学業、スポーツ又は文化芸術の分野における成績が優秀である者 学校教育法の規定に基づく短期大学、大学又は専修学校の専門課程に進学予定の者 学位取得を目的として、海外その国における教育制度による短期大学、大学等に進学予定の者 学業、スポーツ又は文化芸出の活動を大学等でも継続し、その発展が見込まれる者 【受給資格】 (1) 那須町に居住する者 (2) 学習意欲が高く、学習活動その他の品行が正しく、健康で、将来良識ある社会人として活動できる見込みのある者 (3) 本人の属する世帯で町税を滞納していないこと 【給付内容】 ・給付額 年額100万円 ・給付回数 大学等の修学年限の終期まで給付 例) 4年制大学の場合 年100万円×4年間＝400万円 ・給付人数 2名(1年度内) ※那須町ゆめみらい応援給付金選考委員会において決定します。
-----------	--	---

その他	那須町飼い犬及び飼い猫の避妊 及び去勢手術費補助金 (環境課) Tel0287-72-6916	【対 象】 飼い犬・飼い猫の避妊手術等を実施する方で、次のすべての要件を満たす方 ①飼い主が、那須町に住民登録をしていること。 ②同一世帯において町税等に滞納がないこと。 ③飼い犬の場合は、狂犬病予防法に基づく登録があり、補助対象年度に狂犬病予防注射を受けていること。 ④販売目的で飼養されている犬・猫ではないこと。 ⑤獣医師より避妊・去勢手術を受けていること。 【内 容】 〔避妊手術の場合〕 ・犬 5, 0 0 0 円 ・猫 4, 0 0 0 円 〔去勢手術の場合〕 ・犬 4, 0 0 0 円 ・猫 3, 0 0 0 円 ※補助金の交付は、1 年度において 1 世帯につき 2 頭まで。
------------	--	--